

寄附金等の受入れ等に関する規則

平成27年4月1日

規則第25号

改正 平成28年4月1日規則第49号

平成31年4月24日規則第112号

令和3年3月11日規則第15号

令和6年1月24日規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)が受け入れる寄附金又は遺贈(以下「寄附金等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(受入れ基準)

第2条 機構は、寄附金等が国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成26年法律第49号)第3条に定める目的の達成に資すると認められる場合、その寄附金等を受入れることができる。

(寄附金等の受入れ制限)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する寄附金等は、受入れることができない。

(1) 現金(小切手、郵便為替、振替払出証書及び支払通知書を含む。)、預金(郵便貯金及び金銭信託を含む。)及び物品以外のものによる寄附金等。ただし、理事長が認めた場合は、この限りでない。

(2) 寄附金等の受入れにおいて、次に掲げる条件等(イ及びウにあつては、合理的な理由に基づき付されていると理事長が認めたものを除く。)が付されている寄附金等
ア 寄附者、遺贈者(遺贈者の遺族を含む。以下「寄附者等」という。)又は寄附者等の関係者に何らかの利益又は便宜を供与すること。

イ 寄附者等が寄附金等の経理について監査を行うこと。

ウ 寄附後に寄附者等が寄附金等の全部又は一部を取り消すことができること。

エ 寄附された寄附金等を寄附者等に無償で譲渡又は使用させること。

(3) 寄附金等を受け入れることにより、機構の業務に支障が生じる寄附金等

(4) 寄附金等を受け入れることにより、財政に過度の負担が生じる寄附金等

(申込書の提出)

第4条 機構は、寄附金等の申込みがあったときは、寄附者等から寄附金申込書(様式1)の提出を求めるものとする。ただし、遺贈の場合については、遺言証書の写しをもって寄附金申込書に代えることができる。

(受入れの決定等)

第5条 前条の規定による寄附金等の申込みがあったときは、理事長は、当該寄附金等の受入れの可否を決定するものとする。

2 前項の受入れの可否を決定するときは、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらに準じるものからの寄附金等ではないことに留意するものとする。

(指定口座通知書の送付等)

第6条 機構は、前条の規定により理事長が寄附金等を受入れると決定したときは、指定口座通知書(様式2)を寄附者等に送付するものとする。

(特例)

第7条 国、独立行政法人又は地方公共団体等が機構に寄附する場合は、この規則の全部又は一部を適用しないことができる。

2 機構の職員等が科学研究費補助金等により実施する研究において、職員等が直接経費により購入した設備、備品又は図書を機構に寄附する場合は、科学研究費補助金等の交付者が定める取扱規程等によることとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、寄附金等の受入れ等に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

2 遺贈においては、機構は、遺言執行人に対し、指定口座等に関する事項について別に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第49号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月24日規則第112号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和3年3月11日規則第15号)

この規則は、令和3年3月11日から施行する。

附 則(令和6年1月24日規則第10号)

この規則は、令和6年1月24日から施行する。

様式1（第4条関係）

令和 年 月 日

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 理事長 殿

寄附者 住所
電話
氏名
(法人の場合は名称及び代表者)

寄附金申込書

下記のとおり、国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対し寄附します。

記

- 1 寄附金額 円
- 2 その他（※）

※ 特定の事業に対する寄附を希望される場合には、その他の欄に御記入ください。

機構事業記載例：①医療分野の基礎的な研究開発

②医療分野の実用化のための研究開発

③医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備

他機関等からの受託により行う事業へのご寄附については、委託機関に直接御寄附いただきますよう、お願いいたします。

本申込みにより、寄附者は次の全てについて宣誓します。

- 1 寄附者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋又はこれらの関係者その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- 2 （寄附者が法人の場合）
寄附者の役員、寄附者の経営権を実質的に有する者又は寄附者の使用人（以下「役員等」という。）が反社会的勢力に属していないこと。
- 3 寄附者又は役員等が反社会的勢力の維持運営に協力又は関与していないこと。

様式2（第6条関係）

令和 年 月 日

寄附者

殿

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
理事長

指定口座通知書

令和 年 月 日付けで承りました寄附金につきましては、ありがたくお受けいたします。

つきましては、下記のとおりお振り込みくださいますようお願いいたします。

記

- 1 指定口座
- 2 その他